



LPガスタンクローリ再検査基準

[タンクローリ・移動式製造設備・充てん設備（民生用バルクローリ）]

JLPA 204 : 2010

高圧ガス保安協会 推薦

平成 22 年 3 月 25 日改正

社団法人 日本エルピーガスプラント協会 技術委員会 審議

(社団法人 日本エルピーガスプラント協会 発行)

序 文

現在、液化石油ガスの陸上輸送手段として、タンクローリ、移動式製造設備及び充てん設備（民生用バルクローリ）が使用されており、総計で、約5,000台運用されております。

このタンクローリ等を安全・安心にて運用していただくため、平成12年に容器、法定附属品、及び法定外附属品に関する「JLPA 再検査基準」を策定し現在迄に業界各位にご活用していただいております。

このたび、この各分冊だった基準を関係法令の遵守及び自主保安活動の一層の促進を図るべく

JLPA 204²⁰¹⁰ LP ガスタンクローリ再検査基準 (タンクローリ・移動式製造設備・充てん設備(民生用バルクローリ))

として改正を行いました。

なお、この基準を改正するにあたり、高圧ガス保安協会 発行の「高圧ガスタンクローリ再検査基準(KHKS 0150-2007)」を基盤としてLPガスタンクローリに限定した再検査の検査項目、検査方法、判定基準等を取り入れ、その上で実務面からの具体策を付加して「KHKS 再検査基準」を補完するものとして改正いたしました。

つきましては、この基準がLPガスタンクローリの保安確保を図るにあたって大きな力となり業界各位でご活用され、事故・災害を防止し公共の安全を確保されることを祈念いたします。

最後に、改正にあたり高圧ガス保安協会及び関係業界からオブザーバ、委員の方々のご陪席、貴重なご指導及びご鞭撻を賜りましたことに対し、深甚なる感謝の意を表します。

平成22年3月

社団法人 日本エルピーガスプラント協会
技術委員会 タンクローリ検査分科会
主査 宮崎 博久

目 次

1.	総 則	1
1.1	適用範囲*	1
1.2	関連法令又は適用規格	1
1.3	定 義*	1
1.4	検査通則*	2
1.5	この基準とKHKS 0150 (2007) 高圧ガスタンクローリ再検査基準との関係 ..	3
1.6	タンクローリ等の各部名称	5
1.7	基本的な再検査等の作業手順	10
2.	容 器	13
2.1	一 般*	13
2.2	容器の再検査準備*	13
2.3	容器本体の外観検査	14
2.4	容器本体の肉厚測定	16
2.5	容器本体の耐圧試験	17
2.6	容器本体の非破壊検査*	17
2.7	容器の溶接補修	19
2.8	耐圧試験後の処置	19
2.9	再検査の刻印	19
3.	法定附属品の再検査	19
3.1	安全弁*	19
3.2	緊急遮断装置*	21
3.3	第一止め弁*	25
3.4	取入取出弁及び通気弁*	27
4.	法定外附属品等の検査	29
4.1	取入取出弁及び通気弁	29
4.2	圧力計	29
4.3	温度計	30
4.4	液面計*	31
4.5	カップリング*	34
4.6	ポンプ及びコンプレッサ*	37
4.7	流量計	42
4.8	ストレーナ等	43